

協 定 書

葛飾区（以下「甲」という。）と受託業者（以下「乙」という。）とは、高齢者住宅改修費助成事業（以下「住宅改修」という。）の実施にあたり、次のとおり協定することとする。

第1条 甲は、乙に対して葛飾区高齢者自立支援住宅改修費助成実施要綱及び葛飾区高齢者住宅設備改修費助成事業実施要綱に基づき、住宅改修の工事を委託する。

第2条 住宅改修費の限度額は、葛飾区高齢者自立支援住宅改修費助成事業実施要綱及び葛飾区高齢者住宅設備改修費助成事業実施要綱に定める額とする。

第3条 甲は、虚弱高齢者及び要支援・要介護状態の高齢者（以下「丙」という。）に住宅改修費交付券（以下「交付券」という。）を交付したときは、乙に対してその旨、及びその他必要な事項を委託通知書により通知するものとする。

第4条 乙は、甲から前条の委託通知書を受けたときは、速やかに工事を行い、甲の審査を終えた後、丙に引き渡すものとする。

第5条 乙は、丙に対して住宅改修の工事を実施するにあたり、親切丁寧に接することを心掛けるなければならない。

2 この住宅改修の工事にあたって、知り得た個人情報については一切他に漏らしてはならない。

第6条 乙は、丙に引き渡すときに、交付券に丙の負担する額が記載されているときは、丙からその支払いを受けるものとする。

第7条 乙が、この協定により実施した住宅改修の工事に対し、甲が支払う額は、第2条に規定する額から前条の規定に基づき乙が丙から支払いを受けた額を控除した額とする。

第8条 乙は、甲に対して住宅改修の工事に要した費用を請求するときは、丙の署名のある交付券を請求書に添付するものとする。

第9条 甲は、乙の正当な請求書を受領した日から30日以内に乙に対して、第7条に規定する額を支払うこととする。

第10条 乙は、住宅改修の工事及びその費用の請求に関する書類等を完結した日から、5年間保存することとし、甲から請求があったときにはいつでも提示しなければならない。

2 甲は、乙に対して住宅改修の工事について必要な報告を徴し、または説明を求めることができる。

第 11 条 第 4 条に規定する審査において、住宅改修の工事が不相当と認められたときは、乙は甲の指示に従い、乙の負担において住宅改修の工事をしなければならない。

2 第 4 条に規定する審査において、住宅改修の工事の不適当な個所を発見したときは、その原因が乙の責任と認められない場合を除き、甲は、乙に前項の規定に準じて改修させることができる。

第 12 条 甲は、必要に応じて乙と協議のうえ、この協定内容を変更することができるものとする。

第 13 条 甲は、必要に応じて乙と協議のうえ、この協定を解除することができるものとする。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告を要しないでこの協定を解除することができる。

(1) 詐欺その他不正行為があったとき。

(2) この協定の各条項に違反したとき。

3 この協定の解除により、乙に障害が生じても、甲は、その責めに任じないものとする。

第 14 条 乙は、この契約から生じる権利義務を第三者に譲渡し、または担保に供することはできない。

第 15 条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

第 16 条 この協定書の有効期間は、 年 月 日から 年 3 月 31 日までとするが、甲乙双方が協定内容に異議を述べなかった場合は、1 年度ごとに更新するものとする。

2 前項において、有効期間の末日が属する年度内に、乙が葛飾区高齢者自立支援住宅改修費助成事業実施要綱および葛飾区高齢者住宅設備改修費助成事業実施要綱の第 10 条の規定に基づく住宅改修支給申請を行っていない場合は、有効期限の更新はせず、甲は協定を解除するものとする。

3 乙の住所、氏名等に変更があった場合には、乙は、甲に届け出るものとする。

上記の協定の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各々その 1 通を保有するものとする。

年 月 日

甲 葛飾区立石五丁目 13 番 1 号

葛飾区

代表者 葛飾区長 青木 克徳

乙 (住 所)

(事業所名)

(代表者役職名)

(代表者名)

印

(電話番号)

協 定 書

葛飾区（以下「甲」という。）と受託業者（以下「乙」という。）とは、高齢者住宅改修費助成事業（以下「住宅改修」という。）の実施にあたり、次のとおり協定することとする。

第1条 甲は、乙に対して葛飾区高齢者自立支援住宅改修費助成実施要綱及び葛飾区高齢者住宅設備改修費助成事業実施要綱に基づき、住宅改修の工事を委託する。

第2条 住宅改修費の限度額は、葛飾区高齢者自立支援住宅改修費助成事業実施要綱及び葛飾区高齢者住宅設備改修費助成事業実施要綱に定める額とする。

第3条 甲は、虚弱高齢者及び要支援・要介護状態の高齢者（以下「丙」という。）に住宅改修費交付券（以下「交付券」という。）を交付したときは、乙に対してその旨、及びその他必要な事項を委託通知書により通知するものとする。

第4条 乙は、甲から前条の委託通知書を受けたときは、速やかに工事を行い、甲の審査を終えた後、丙に引き渡すものとする。

第5条 乙は、丙に対して住宅改修の工事を実施するにあたり、親切丁寧に接することを心掛けないといけない。

2 この住宅改修の工事にあたって、知り得た個人情報については一切他に漏らしてはならない。

第6条 乙は、丙に引き渡すときに、交付券に丙の負担する額が記載されているときは、丙からその支払いを受けるものとする。

第7条 乙が、この協定により実施した住宅改修の工事に対し、甲が支払う額は、第2条に規定する額から前条の規定に基づき乙が丙から支払いを受けた額を控除した額とする。

第8条 乙は、甲に対して住宅改修の工事に要した費用を請求するときは、丙の署名のある交付券を請求書に添付するものとする。

第9条 甲は、乙の正当な請求書を受領した日から30日以内に乙に対して、第7条に規定する額を支払うこととする。

第10条 乙は、住宅改修の工事及びその費用の請求に関する書類等を完結した日から、5年間保存することとし、甲から請求があったときにはいつでも提示しなければならない。

2 甲は、乙に対して住宅改修の工事について必要な報告を徴し、または説明を求めることができる。

第 11 条 第 4 条に規定する審査において、住宅改修の工事が不相当と認められたときは、乙は甲の指示に従い、乙の負担において住宅改修の工事をしなければならない。

2 第 4 条に規定する審査において、住宅改修の工事の不相当な個所を発見したときは、その原因が乙の責任と認められない場合を除き、甲は、乙に前項の規定に準じて改修させることができる。

第 12 条 甲は、必要に応じて乙と協議のうえ、この協定内容を変更することができるものとする。

第 13 条 甲は、必要に応じて乙と協議のうえ、この協定を解除することができるものとする。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告を要しないでこの協定を解除することができる。

(1) 詐欺その他不正行為があったとき。

(2) この協定の各条項に違反したとき。

3 この協定の解除により、乙に障害が生じても、甲は、その責めに任じないものとする。

第 14 条 乙は、この契約から生じる権利義務を第三者に譲渡し、または担保に供することはできない。

第 15 条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

第 16 条 この協定書の有効期間は、 年 月 日から 年 3 月 31 日までとするが、甲乙双方が協定内容に異議を述べなかった場合は、1 年度ごとに更新するものとする。

2 前項において、有効期間の末日が属する年度内に、乙が葛飾区高齢者自立支援住宅改修費助成事業実施要綱および葛飾区高齢者住宅設備改修費助成事業実施要綱の第 10 条の規定に基づく住宅改修支給申請を行っていない場合は、有効期限の更新はせず、甲は協定を解除するものとする。

3 乙の住所、氏名等に変更があった場合には、乙は、甲に届け出るものとする。

上記の協定の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各々その 1 通を保有するものとする。

年 月 日

甲 葛飾区立石五丁目 13 番 1 号

葛飾区

代表者 葛飾区長 青木 克徳

乙 (住 所)

(事業所名)

(代表者役職名)

(代表者名)

(電話番号)

印

協定書作成における注意事項

- 1 協定書 2通を両面印刷により作成し提出してください。
 - (1) 乙欄に「住所・事業所名・代表者役職名・代表者名・電話番号」を記入し、代表者印を押してください。

なお、請求書提出の際に、協定書と同じ代表者印を使用させていただきますのでご注意ください。
 - (2) 協定書1通に「収入印紙 200円」を添付し、代表者印の割印を押してください。
 - (3) 年月日欄は、記入しないでください。協定書締結後に葛飾区が日付けを記入します。
- 2 協定書締結後は、協定書1通を後日返送しますので、返信用封筒（長3）に110円切手を添付し、事業所名・住所・郵便番号を記入のうえ提出してください。

協定書

印

割印を押してください

年月日は記入不要です

令和 年 月 日

甲 葛飾区
乙 住所
事業所名
代表者役職名
代表者名
電話番号

印

〔 提出先 〕

葛飾区立石5-13-1

福祉部高齢者支援課在宅サービス係

TEL 03-5654-8299【2階201番窓口】